

## 国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づき、

### 都市ガス料金を値引きします

令和4年12月16日

上越市ガス水道局

当局では、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業<sup>※注</sup>（以下、「本事業」という。）」によるガス料金の軽減措置を実施するため、12月7日に本事業への登録申請を行い、12月14日付で補助金の交付決定の通知を受けました。

本事業は、国が指定する値引き単価によりお客さまの使用量に応じたガス料金の値引きを行ったガス小売事業者に対し、その原資を国が支援するものです。

該当する期間における各月の従量料金単価から、それぞれ下記のとおり値引きを行います。

なお、本事業による値引きに際して、お客さまご自身が手続きを行う必要はありません。

対象期間	値引き単価
令和5年1月使用（2月検針）分から 8月使用（9月検針）分	1 m <sup>3</sup> 当たり <u>30円</u> （税込み）
令和5年9月使用（10月検針）分	1 m <sup>3</sup> 当たり <u>15円</u> （税込み）

#### <値引き額の例>

市内の標準的な家庭（月の使用量 35 m<sup>3</sup>）の場合

値引き額 = 35 m<sup>3</sup> × 30円 = 1,050円（税込み）

※注：本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

[\(https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/\)](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/)

#### <お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

Tel 025-522-5518 内線 311